

自動車およびオートバイの現地生産に 関する制度調査

(ベナン)

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)アビジャン事務所が現地法律事務所 Houda Law Firm に作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Houda Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Houda Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

E-mail：CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

1. オートバイ及び自動車のキット

現在のベナン法には、オートバイ及び自動車のキットの製造活動だけに特化した規制は存在しない。ただし、ベナンで企業を設立して投資する場合、制度は比較的柔軟である。商業活動や工業活動の事業を行う会社を設立するには、定められた手続きを踏み、必要な許可を取得することが義務づけられている。

商業活動の場合、その事業が工業生産の促進を目的としない限り、税務・関税上の扱いは一般法に基づく。この場合、事業実施の条件は関係法令で定められている。

一方、工業活動として事業を行う場合、選択した投資制度や設置場所に応じて、税制・関税の優遇措置を受けることができる。

商業・工業のどちらであっても、事業は OHADA 会社法統一法に基づいて設立された会社によって行う必要があり、さらに産業貿易省の承認を取得しなければならない。したがって、商業的な活動（輸入部品を単純に組み立てるだけの活動）には、通常の税関・税制が適用される。

工業的な活動（現地加工した原材料を使って部品を現地で製造する活動）には、投資制度に基づく税制・関税上の優遇が適用される。

また、オートバイキットの商業的製造については、自動車キットの工業的・商業的製造とは異なり、承認が不要である点に注意が必要である。ベナンは特別経済区

(SEZ) (<https://gdiz-benin.com/>) や投資法によって、投資家にとって魅力的な財政的環境を提供している。

2. 自由貿易地域について

原則として、関税法第 316 条の規定に従い、自由貿易地域とは、輸入関税及び税金の目的上、当該区域に持ち込まれた貨物が関税地域内には存在しないものとみなされ、通常の税関管理の対象とならない国家領域の一部をいう。

また、貨物は自由区域に無期限に留置できる。ただし、損傷品及び商業的価値のない廃棄物は税関当局の監督下で廃棄される。

なお、区域を出るときは再輸出か、国内向け通関（税金支払い）が必要。

- (1) タイプ 1：主に域外への輸出向け生産を行う企業
自由域から国内へ販売する場合は輸入とみなされ、買い手が関税・税金・VAT を負担する。
- (2) タイプ 2：主に ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）域内流通を目的とす

る企業

原産品扱いとなり、ECOWAS 域内輸出で関税なし。

自由域内から国内へ輸出する際は以下の書類が必要：

- ・ 税関申告書
- ・ 商業送り状
- ・ 搬出許可書
- ・ 梱包明細書
- ・ 関税納付証明書

また、国内への輸出の際は買い手が以下を負担する：

- ・ 関税
- ・ PCC（西アフリカ諸国経済共同体加盟国以外からの輸入品への賦課金）
- ・ PCS（西アフリカ経済通貨同盟の共同体連帯税）
- ・ 統計賦課金
- ・ 付加価値税（VAT）

3. キット生産のカテゴリー（SKD / CKD）

SKD（Semi Knock Down）：半完成状態のキット

CKD（Complete Knocked Down）：完全分解状態のキット

（1） 税率について

ベナンでは、SKD と CKD を区別するための公式基準は存在しておらず、新車（SKD/CKD で製造された可能性のあるものを含む）に税制優遇を与えている。

① SKD/CKD の場合（ECOWAS 共通対関税（CET）の基準）：

組立用部品⇒5%の低関税

組立設備のない企業が輸入する場合⇒通常税率（10%または20%）

② 新車（SKD/CKD を含む）の場合：

- ・ 消費税（VAT18%）の全額免除
- ・ 電気自動車は関税評価額 100%控除
- ・ その他の新車は関税評価額 50%控除

※新車条件：製造後 12 カ月未満、走行距離 6,000km 未満

③ 中古車（SKD/CKD を含む）の場合

新車に該当しない車両には、関税・VAT・賦課金が課され、総負担の目安は車両価格の約 45%。

(2) ECOWAS 原産地規則について

キット方式（SKD・CKD）で製造したオートバイや自動車が ECOWAS 域内での関税免除を受けるには、原産地規則を満たす必要がある。具体的には次のいずれかを満たす製品が対象となる：

- ・ 共同体原料を 60%以上使用して製造された製品
- ・ 加工によって付加価値 30～35%以上を域内で取得すること、または HS コードの変更

したがって、SKD・CKD キットが加盟国のいずれかで原産品と認められる場合に限り、製造された車両は ECOWAS 内の他国を通過する際、関税や税金を支払う必要がない。

一方、SKD・CKD キットが ECOWAS 域外から輸入され、ベナン国内で単に組み立てただけの場合、その車両は 共同体原産品とはみなされない。この場合、他の ECOWAS 加盟国へ輸出する際には、通関時に輸出関税の支払いが必要となる。

4. 投資法に基づく優遇措置

A. スキーム A：税引前投資額が 5,000 万～10 億 CFA フラン

(1) 投資期間中

生産専用設備、工具、商用車両に対する輸入関税・税金の全額免除（ただし、道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金（CL）、共同体連帯賦課金（CSL）、連帯賦課金（SL）を除く）。

輸入設備専用の予備部品については、当該設備の CIF 価格の 15%相当額まで免除。

(2) 操業中

- ・ 法人税（IS）、利益前納税（AB）、定額最低税の免除

- 営業免許税の免除
- 給与に対する雇用主負担額の 50%減額

B. スキーム B：税引前投資額が 10 億～500 億 CFA フラン

(1) 投資期間中

- 輸入関税及び税金の全額免除（ただし、道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金（CL）、共同体連帯賦課金（CSL）、連帯賦課金（SL）を除く）。
- 対象品目：輸入設備の CIF 価格の 15%相当額を上限とする特定予備部品

(2) 操業中

- 法人税（IS）、利益前納税（AB）、定額最低税の免除
- 営業免許税の免除
- 給与に対する雇用主負担額の 80%減額

C. スキーム C：税引前投資額が 500 億 CFA フランを超える

(1) 投資期間中

- 道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金（PC）、共同体連帯賦課金（PCS）、連帯賦課金（PS）を除く輸入関税・税金の全額免除

(2) 操業中

- 法人税（IS）免除
- 営業許可・認可免除
- 給与に対する雇用主負担金免除
- 登録料免除

（コトヌー、アボメ＝カラヴィ、セメ＝クポジでは 15 年間、ポルトノボ、パラク、アボメ、ボヒコンでは 16 年間、その他の地域では 17 年間有効）

5. 特別経済区 (SEZ) のメリット

A. タイプ1 (域外への輸出向け生産を行う企業の場合)

(1) 投資期間中

当該期間中は、以下の物品に対する輸入関税及び税金が全額免除される (道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金、共同体連帯賦課金、連帯賦課金を除く) :

- 投資計画の一環として生産専用に使される設備、工具及び商用車両
- 輸入設備の特定予備部品 (当該設備の保険運賃費の 15% を上限とする)

(2) 操業中

~15 年 :

- 原材料の関税免除
- 法人税、利益前納税、定額最低税の免除
- 営業免許税の免除
- 増資時の登録税免除
- 雇用主の賃金税免除

15 年を超える場合 :

- 原材料の関税免除
- 法人税率 15% の軽減措置が適用される通常税制

B. タイプ2 (ECOWAS 域内流通を目的とする企業の場合)

① タイプ2 かつスキーム A に該当する企業の関税・税制優遇措置

(1) 投資期間中

当該期間中は、以下の物品・設備に対する輸入関税及び税金が全額免除される (ただし、道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金、共同体連帯賦課金、連帯賦課金は除く) :

- 投資計画の一環として生産専用に使される設備、工具及び商用車両
- 輸入設備の特定予備部品 (当該設備の保険運賃費の 15% を上限とする)

(2) 操業中

~12 年 :

- 法人税、利益前納税、定額最低税の免除；
- 営業免許税の免除；
- 給与に対する雇用主負担額の 50%減額

12 年を超える場合：

- 標準法人税制（25%）が適用

② タイプ 2 かつスキーム B に該当する企業の関税・税制優遇措置

(1) 投資期間中

当該期間中は、以下の物品・設備に対する輸入関税及び税金が全額免除される（ただし、道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金、共同体連帯賦課金、連帯賦課金は除く）：

- 投資計画の一環として生産専用に使される設備、工具及び商用車両
- 輸入設備の特定予備部品（当該設備の保険運賃費の 15%を上限とする）

(2) 操業中

～15 年：

- 法人税、利益前納税、定額最低税の免除；
- 営業免許税の免除；
- 雇用主の給与税の 80%減額

15 年を超える場合：

- 標準法人税制（25%）が適用

③ タイプ 2 かつスキーム C に該当する企業の関税・税制上の優遇措置

(1) 投資期間中

当該期間中、以下の物品・設備に対する輸入関税及び税金が全額免除される（道路税、統計税、関税印紙税、共同体賦課金、共同体連帯賦課金、連帯賦課金を除く）：

- 投資計画の一環として生産専用に使される設備、工具及び商用車両
- 輸入設備の特定予備部品。

(2) 操業中

～17年：

- 法人税、利益見込みに基づく前払い課税、定額最低税の免除
- 営業税及び免許税の免除
- 給与に対する雇用主負担額の免除
- 増資時の登録税免除

17年を超える場合：

- 標準法人税制（25%）が適用